

(3) 技術管理者の要件

次のいずれかに該当する者

A 次のいずれかに該当する者
1) 大 学 で土木工学科等 ^{注1)} を修めて卒業し、解体工事に関し2年以上の実務経験を有する者
2) 高等専門学校 で土木工学科等 ^{注1)} を修めて卒業し、解体工事に関し2年以上の実務経験を有する者
3) 高等学校 で土木工学科等 ^{注1)} を修めて卒業し、解体工事に関し4年以上の実務経験を有する者
4) 中等教育学校 ^{注2)} で土木工学科等 ^{注1)} を修めて卒業し、解体工事に関し4年以上の実務経験を有する者
5) 解体工事に関し8年以上の実務経験を有する者
B 次のいずれかの資格を有する者
6) 1級建設機械施工技士 ^{注3)}
7) 2級建設機械施工技士(種別「第1種」又は「第2種」に限る。) ^{注3)}
8) 1級土木施工管理技士 ^{注3)}
9) 2級土木施工管理技士(種別「土木」に限る。) ^{注3)}
10) 1級建築施工管理技士 ^{注3)}
11) 2級建築施工管理技士(種別「建築」又は「躯体」に限る。) ^{注3)}
12) 1級建築士 ^{注4)}
13) 2級建築士 ^{注4)}
14) 1級のとび・とび工の技能検定に合格した者 ^{注5)}
15) 2級のとび又はとび工の技能検定に合格した後、解体工事に関し1年以上の実務経験を有する者 ^{注5)}
16) 技術士(2次試験のうち建設部門に合格した者に限る。) ^{注6)}
C 次のいずれかに該当する者で、国土交通大臣が実施する講習又は登録した講習を受講した者
17) 大 学 で土木工学科等 ^{注1)} を修めて卒業し、解体工事に関し1年以上の実務経験を有する者
18) 高等専門学校 で土木工学科等 ^{注1)} を修めて卒業し、解体工事に関し1年以上の実務経験を有する者
19) 高等学校 で土木工学科等 ^{注1)} を修めて卒業し、解体工事に関し3年以上の実務経験を有する者
20) 中等教育学校 ^{注2)} で土木工学科等 ^{注1)} を修めて卒業し、解体工事に関し3年以上の実務経験を有する者
21) 解体工事に関し7年以上の実務経験を有する者
D 国土交通大臣の登録を受けた試験に合格した者
E 国土交通大臣が上記A～Dと同等以上の知識及び技能を有すると認定した者

注1) 土木工学科等とは、土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。)、建築学、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科をいう(解体工事業に係る登録等に関する省令(以下「省令」という。)第7条第1号)。

注2) 中等教育学校とは、いわゆる中高一貫教育で、卒業後は高等学校卒業と同等となる学校のことをいう。

注3) 建設業法の定めによる。 注4) 建築士法の定めによる。

注5) 職業能力開発促進法の定めによる。 注6) 技術士法の定めによる。

※C 「国土交通大臣が登録した講習」は、下記の2団体が実施する解体工事施工技術講習会が該当する(省令第7条第2号)。

※D 「国土交通大臣が登録を受けた試験に合格した者」には、下記の2団体が実施する解体工事施工技士の試験に合格した者が該当する(省令第7条第3号)。

・公益社団法人全国解体工事業団体連合会：中央区八丁堀4-1-3

TEL03-3555-2196

・(株)日本解体工事技術協会：平成20年12月31日廃止

受講修了証や合格証明書の再発行などの事務の一部については、公益社団法人全国解体工事業団体連合会に引き継がれています。